



T-GAIA

第33回

定時株主総会 招集ご通知

日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
恵比寿ネオナート17階 当社本社会議室

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

【株主総会資料の電子提供制度について】

会社法改正により、法令上送付が必要となる簡易的な招集ご通知をお送りしています。全文は本通知でご案内のウェブサイト上でご確認ください。書面交付請求された株主様には従来どおりの招集ご通知をお送りしています。

【ライブ配信および事前質問のご案内】

インターネットによる株主様限定のライブ配信を行うとともに、ご視聴画面からのテキストメッセージの投稿を受け付けます。事前質問も受け付けますので、ご利用ください。（詳細は、本通知をご参照ください。）

株式会社 ティーガイア

証券コード 3738



TGビジョン ～わたしたちの目指す姿～

- 新たなコミュニケーションの提案を通じ、お客様に感動・喜び・安心を提供します。

TGミッション ～わたしたちの使命～

- 社員とその家族を大切にし、働く喜びを実感できる企業であり続けます。
- ビジネスパートナー・地域社会・株主と強い信頼関係を築き、ともに発展し続けます。
- リーディングカンパニーとして、変化を先取りし、新たなビジネスに挑戦し続けます。

TGアクション ～わたしたちの行動指針～

- 「ありがとう」を超えるサービスを追求します。
- 情熱とスピード感を持ち、積極果敢に挑戦します。
- コミュニケーションを大切にし、風通しの良い職場をつくります。
- 多様性を尊重し、最高のチームワークを実現します。
- プロフェッショナルとして日々の自己研鑽に努めます。
- いかなるときも高い倫理観に基づき誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年1月の能登半島地震により被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

第33期（2023年4月1日～2024年3月31日）の定時株主総会を2024年6月21日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

第33期のティーガイアグループの現況等および株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2024年5月

代表取締役社長 **石田 将人**



株 主 各 位

(証券コード 3738)

2024年5月29日

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

株式会社ティーガイア

代表取締役社長 石 田 将 人

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

▶ 当社ウェブサイト

<https://www.t-gaia.co.jp/ir/event/meeting.html>



▶ 株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3738/teiiji/>



▶ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ティーガイア」または「コード」に当社証券コード「3738」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2024年6月20日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート17階 当社社会議室
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第33期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第33期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページのインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

<その他のご案内>

- ・会場設営の都合上、一部の役員は、別室からのオンライン出席とさせていただきます。
- ・株主総会終了後の株主懇談会の開催はございません。また、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
- ・決議ご通知は、本株主総会から、環境面に配慮して書面によるご提供を取りやめ、当社ウェブサイト（<https://www.t-gaia.co.jp/ir/event/meeting.html>）での掲載のみとさせていただきます。
- ・会社法改正により、2024年3月31日までに書面交付請求をいただいた株主様を除き、法令上送付が必要となる簡易的な招集ご通知をお送りしています。全文は前ページのインターネット上の各ウェブサイトでご確認ください。お問い合わせいただいても、全文の書面送付はいたしかねますので、ご了承ください。次回の株主総会において全文の書面送付を希望される場合は、2025年3月31日までに三井住友信託銀行またはお取引の証券会社で書面交付請求のお手続きを行ってください。
三井住友信託銀行 専用コールセンター 0120-533-600（フリーダイヤル）
- ・上記内容を含め、株主総会の開催、運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://www.t-gaia.co.jp/>）にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



インターネットで議決権を行使される場合

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳細は次ページをご覧ください。

行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時45分まで

〈機関投資家の皆様へ〉

㈱ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時45分到着分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
恵比寿ネオナート17階 当社本社会議室

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。(QRコードは株主様ごとに異なります。)



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります (パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

パソコンの場合

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ

- 1 インターネットでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォンの操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120 (652) 031 受付時間 9:00~21:00

- 2 その他のご照会

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社へお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様
(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

☎ 0120 (782) 031 受付時間 9:00~17:00
土日休日を除く

株主総会ライブ配信および事前質問のご案内

1 事前質問の受付について

(1) 受付期間 2024年5月30日（木曜日）～6月13日（木曜日）午後11時59分まで

(2) ご質問方法

下記「株主様専用サイト」から、株主様お一人につき1回、ご質問（300字以内）を受け付けます。
「株主様専用サイト」にログインしていただき、画面の表示にしたがってご質問をお寄せください。

お寄せいただいた事前質問につきましては、株主総会の目的事項に関するものを中心に、株主総会当日に取り上げさせていただきます。

2 ライブ配信のご視聴およびテキストメッセージの投稿について

(1) ライブ配信日時 2024年6月21日（金曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで
（午前9時30分から配信を開始いたします）

(2) ご視聴方法

下記「株主様専用サイト」にログインしていただき、画面の表示にしたがってご視聴画面にアクセスしてください。

(3) テキストメッセージの投稿

ライブ配信のご視聴画面から、株主様お一人につき2回、テキストメッセージ（1回につき150字以内）を投稿することができます。

お寄せいただいたテキストメッセージにつきましては、会社法上の株主総会での質問には該当いたしません。株主の皆様のご関心が高い事項を中心に、可能な範囲で当日の議事の中で取り上げさせていただきます。

▶ 株主様専用サイト

URL

<https://3738.ksoukai.jp>



ログインの
方法

ID：株主番号（9桁の数字）

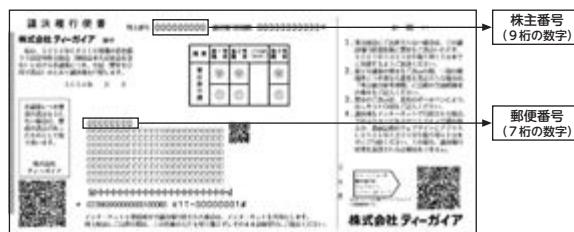
パスワード：株主名簿に登録された郵便番号（ハイフンを除いた7桁の数字）

※2024年3月末時点の株主名簿ご登録住所の郵便番号となります。同年4月1日以降に住所変更され、議決権行使書用紙に新しい郵便番号が表記されている場合には、3月末時点の郵便番号をご入力下さい。

[ご参考]

議決権行使書用紙におけるID・パスワードの表示位置

〈株主番号、ご登録住所に関するお問い合わせ先〉
三井住友信託銀行 証券代行部
電話：0120-782-031
〔受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く）〕



3 株主様へのご留意事項

(1) ライブ配信について

- ・ ライブ配信のご視聴は、会社法に定める株主総会の出席には該当しません。
- ・ 総会当日の議決権行使はできませんので、事前にインターネットまたは書面により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 議決権行使の有無にかかわらず、ライブ配信をご覧くださいことができます。
- ・ ライブ配信をご覧ください際に発生する通信料金等は株主様のご負担となります。
- ・ 複数の通信端末（パソコン、スマートフォン等）から同じID（株主番号）で、同時に株主様専用サイトにログインすることはできません。
- ・ ご使用の通信端末やインターネット接続環境等により、ライブ配信をご視聴いただけない場合があります。
- ・ ライブ配信の実施にあたりましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により、ライブ配信をご視聴いただけない場合があるほか、状況によってはライブ配信を中止することがあります。
- ・ ライブ配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等による公開等は固くお断りいたします。
- ・ ご出席される株主様のプライバシー等に配慮し、配信の映像はスクリーン画像、役員席付近および会場後方からの映像のみとさせていただきます。

(2) 事前質問およびテキストメッセージについて

- ・ 株主総会において取り上げることができなかった事前質問およびテキストメッセージにつきましては、株主総会終了後に当社ウェブサイトにて回答・紹介させていただきます。
- ・ お寄せいただいた事前質問およびテキストメッセージの内容が、株主総会の目的事項に関しない場合、重複する場合、回答することにより当社の顧客、従業員、その他の者の権利・利益を侵害する恐れがある等の場合は、取り上げることを差し控えさせていただきます。また、個別の回答や説明はいたしかねますので、ご了承ください。

4 視聴テスト

「株主様専用サイト」内にて、お手持ちの通信端末からライブ配信の視聴テストを行うことができますので、ぜひ、ご活用ください。

5 ライブ配信の視聴方法に関するお問い合わせ先

株式会社ブイキューブ 03-6833-6881 お問い合わせ受付期間 6月21日（金曜日）午前9時～株主総会終了まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

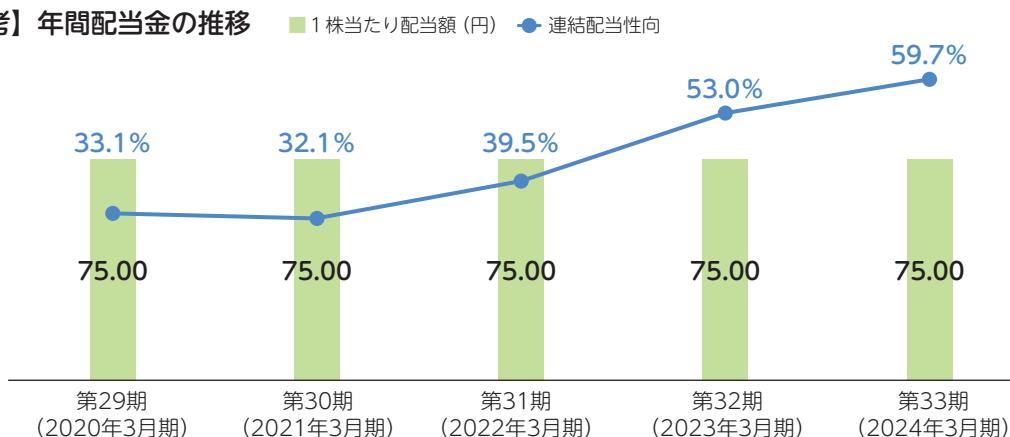
期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、連結配当性向40%を目途に、長期にわたり安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類 金銭
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金37円50銭 総額2,093,260,913円 なお、当期は1株につき金37円50銭の中間配当金をお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金額は、前期と同額の金75円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月24日

【ご参考】年間配当金の推移



第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社に おける地位・担当	取締役会 出席回数	取締役 在任年数
1	いしだまさと 石田 将人 (63歳/男性) 重任	代表取締役社長 執行役員社長	15/15回	4年
2	すがいひろゆき 菅井 博之 (63歳/男性) 重任	取締役副社長執行役員CFO コーポレート部門長 兼 主計・財務、営業経理、 精算管理、物流、 デジタル推進担当	15/15回	3年
3	うえじひろよし 上地 弘祥 (61歳/男性) 重任	取締役副社長執行役員CDO コンシューマ事業部門長、 法人事業部門長	12/12回	1年
4	かしきかつや 榎木 克哉 (57歳/男性) 重任 社外	社外取締役	12/15回	4年
5	かまたじゅんいち 鎌田 淳一 (70歳/男性) 重任 社外 独立	社外取締役	14/15回	6年
6	もろほしとしお 諸星 俊男 (70歳/男性) 重任 社外 独立	社外取締役	15/15回	4年
7	たかはしよしただ 高橋 良定 (68歳/男性) 重任 社外 独立	社外取締役	15/15回	2年
8	いしりゅういち 石井 隆一 (59歳/男性) 新任 社外 独立	-	-	-
9	なかむらくみ 中村 公美 (53歳/女性) 新任 社外 独立	-	-	-

(注) 1. 各氏の年齢は、本総会開催日現在のものです。

2. 上地弘祥氏は、2023年6月22日（第32回定時株主総会の会日）に就任したため、出席対象となる取締役会の回数が他の重任取締役候補者と異なっております。



候補者番号
1

いしだ まさと
石田 将人

重任

生年月日・年齢・性別

1960年12月1日生・63歳・男性

所有する当社の株式数

10,700株

2023年度における取締役会への出席状況

15回／15回 (100%)

取締役在任年数

4年 (本総会最終時)

■略歴、当社における地位、担当

1983年 4月	住友商事㈱ 入社	2020年 4月	当社 副社長執行役員CSO 人事・総務、法務、経営企画、渉外担当
2001年 4月	SMS Construction & Mining Systems Inc. (カナダ) 社長	2020年 6月	当社 取締役副社長執行役員CSO 人事・総務、法務、経営企画、渉外担当
2007年 4月	住友商事㈱ 建設機械第三部長	2022年 4月	当社 代表取締役社長執行役員社長 (現任)
2011年 4月	同社 建設機械事業本部長	2022年 4月	㈱フオカード 取締役 (現任)
2015年 4月	同社 執行役員欧阿中東CIS総支配人補佐 (アラブ首長国連邦) 兼中東支配人兼中東住友商事会社 社長	2023年 6月	(一社)全国携帯電話販売代理店協会 代表理事 会長 (現任)
2018年 4月	同社 常務執行役員欧阿中東CIS総支配人 (英国) 兼欧州住友商事ホールディング会社 会長		

■取締役候補者とした理由

石田氏は、住友商事㈱において、カナダにおける建設機械・鉱山機械の販売代理店社長、建設機械事業本部長、中東支配人等を経て、常務執行役員として欧阿中東CIS総支配人を務め、2020年6月からは、当社において取締役副社長執行役員CSOを務めるとともに、2022年4月からは当社の業務執行の最高責任者である代表取締役社長執行役員社長としてリーダーシップを発揮しています。これらによって培った企業経営、マネジメント分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

2

すが い ひろ ゆき
菅井 博之

重任

生年月日・年齢・性別

1961年2月6日生・63歳・男性

所有する当社の株式数

4,100株

2023年度における取締役会への出席状況

15回／15回（100%）

取締役在任年数

3年（本総会終結時）

■略歴、当社における地位、担当

1984年4月	住友商事㈱ 入社	2021年6月	当社 取締役副社長執行役員CFO 主計・財務、精算、リスク管理、物流担当
2001年5月	米国住友商會社（ニューヨーク）	2023年5月	当社 取締役副社長執行役員CFO コーポレート管掌 兼 主計・財務、営業経理、精算管理、物流担当
2009年11月	中国住友商事グループ 財務・経理グループ長（上海）	2024年4月	当社 取締役副社長執行役員CFO コーポレート部門長 兼 主計・財務、営業経理、精算管理、物流、デジタル推進担当（現任）
2013年11月	住友商事㈱ メディア・生活関連経理部長		
2017年4月	同社 主計部長		
2019年4月	同社 執行役員コーポレート部門財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐（経理担当）兼主計部長		
2021年4月	当社 副社長執行役員CFO 主計・財務、精算、リスク管理、物流担当		

■取締役候補者とした理由

菅井氏は、住友商事㈱において、長年にわたって、財務会計関連業務に携わり、メディア・生活関連経理部長、主計部長等を経て、執行役員 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐（経理担当）兼主計部長を務め、2021年6月からは、当社において取締役副社長執行役員CFOを務めています。これらによって培った財務会計分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号
3

うえ じ ひろ よし
上地 弘祥

重任

生年月日・年齢・性別

1962年11月9日生・61歳・男性

所有する当社の株式数

12,119株

2023年度における取締役会への出席状況

(2023年6月22日就任以降の回数)
12回/12回 (100%)

取締役在任年数

1年(本総会終結時)

■略歴、当社における地位、担当

1985年4月	㈱イトーヨーカ堂 入社	2023年4月	当社 副社長執行役員CDO モバイル管掌、ソリューション管掌 兼 コンシューマビジネス推進担当
1996年2月	同社 退職	2023年6月	当社 取締役副社長執行役員CDO モバイル管掌、ソリューション管掌 兼 コンシューマビジネス推進担当
1996年5月	当社 (旧：物産テレコム㈱) 入社	2024年4月	当社 取締役副社長執行役員CDO コンシューマ事業部門長、法人事業部門長 (現任)
2002年11月	当社 東海支社営業第二部長	2024年4月	㈱TGソリューションズ 代表取締役社長 (現任)
2011年4月	当社 東海支社副支社長		
2012年4月	当社 執行役員業務推進本部副本部長		
2015年4月	当社 上席執行役員営業第一本部長		
2017年4月	当社 常務執行役員ソリューション事業本部長		
2021年4月	当社 専務執行役員ソリューション事業本部長 兼 社長プロジェクト二部副担当		
2022年4月	当社 専務執行役員CDO ソリューション管掌 兼 BPR推進担当 兼 オープンイノベーション推進担当		

■取締役候補者とした理由

上地氏は、営業第一本部長、ソリューション事業本部長、CDO等を歴任し、2023年6月からは、当社 取締役副社長執行役員CDOを務めております。これらによって培った当社ビジネスやDX推進分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

4

かし き かつ や
榎木 克哉

重任

社外

生年月日・年齢・性別

1966年6月28日生・57歳・男性

所有する当社の株式数

-

2023年度における取締役会への出席状況

12回／15回（80%）

取締役在任年数

4年（本総会終結時）

■略歴、当社における地位、担当

1990年4月	住友商事㈱ 入社	2018年4月	住友商事㈱ スマートインフラ事業部長
1994年1月	同社 イスラマバード事務所長付（パキスタン）	2020年4月	同社 スマートプラットフォーム事業本部長
2004年9月	同社 モスクワ事務所 IT & Telecom Unit（ロシア連邦）	2020年6月	当社 取締役
2005年2月	ZAO Prestige Internet（ロシア連邦） Director, Market & Business Development	2022年6月	当社 社外取締役（現任）
2012年6月	CIS 住友商事会社（ロシア連邦）Director, ICT Business Division	2024年4月	住友商事㈱ スマートプラットフォームSBU長 （現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

榎木氏は、住友商事㈱において、現在はスマートプラットフォームSBU長を務めており、これまでに培った情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有しております。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏には、上記の広範な知識・経験に基づく外部的視点からの業務執行の監督や助言を期待しております。

■社外取締役候補者に関する特記事項

榎木氏は、会社法第2条第15号に掲げる社外取締役の要件を充足しております。なお、主要株主である住友商事㈱の業務執行者であり、当社が定めた取締役の独立性基準「⑦ 当社の主要株主もしくはその業務執行者であるもの、または過去5年間においてこれに該当していたもの」に該当するため、独立性を有する社外取締役には該当いたしません。



候補者番号

5

かま た じゅん いち
鎌田 淳一

重任

社外

独立

生年月日・年齢・性別

1953年11月28日生・70歳・男性

所有する当社の株式数

3,400株

2023年度における取締役会への出席状況

14回／15回（93%）

取締役在任年数

6年（本総会終結時）

■略歴、当社における地位、担当

1978年4月 日立金属㈱（現 ㈱プロテリアル）入社
1992年1月 HMT Technology Inc.（米国）CFO
1999年5月 LET Inc.（フィリピン）管理部長
2000年11月 Hitachi Metals America（米国）副社長
兼CFO
2005年1月 日立金属㈱ 人事総務部長

2008年4月 同社 事業役員経営企画室長
2011年4月 同社 事業役員配管機器カンパニープレジデント
2014年4月 同社 事業役員常務 Hitachi Metals
America（米国）社長兼CEO
2015年6月 同社 取締役
2018年6月 当社 社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

鎌田氏は、日立金属㈱において、人事総務部長、経営企画室長、取締役等を歴任し、長年にわたって経営の中枢に携わり、企業経営のスペシャリストおよび経営者として広範な知識と豊富な経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。同氏には、上記の広範な知識・経験に基づく外部的視点からの業務執行の監督や助言を期待しております。

■社外取締役候補者に関する特記事項

該当事項はありません。



候補者番号

6

もろ ほし とし お
諸星 俊男

重任

社外

独立

生年月日・年齢・性別

1953年8月24日生・70歳・男性

所有する当社の株式数

-

2023年度における取締役会への出席状況

15回／15回 (100%)

取締役在任年数

4年 (本総会最終時)

■ 略歴、当社における地位、担当

1976年4月	富士通㈱ 入社	2012年1月	日本NCR㈱ 代表取締役社長CEO兼NCR Corporation (米国) 北アジア地区代表
1998年6月	Fujitsu PC Corporation (米国) 社長兼CEO	2015年5月	安川情報システム㈱ (現 ㈱YE DIGITAL) 代表取締役社長
2004年6月	Fujitsu Computer Systems Corporation (現 Fujitsu America Inc.) (米国) 社長兼CEO	2018年3月	日本ペイントホールディングス㈱ 社外取締役 (現任)
2005年10月	富士通㈱ 経営執行役 (2007年6月退任)	2018年8月	ウイングアーク1st㈱ 社外取締役
2007年7月	EMC ジャパン㈱ 代表取締役社長兼EMC Corporation (米国) 副社長	2020年6月	当社 社外取締役 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

諸星氏は、富士通㈱において、海外子会社の社長等を経て、経営執行役として経営の中枢に携わり、その後も多くのIT企業において代表取締役社長を務めるなど、長年にわたってITビジネスの推進および企業経営に携わり、ITビジネスのスペシャリストおよび経営者としての広範な知識と豊富な経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏には、上記の広範な知識・経験に基づく外部的視点からの業務執行の監督や助言を期待しております。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

諸星氏は、2007年6月まで、当社の取引先である富士通㈱の業務執行者でありましたが、退任から16年以上を経過していること、同社と当社との取引額は、同社連結売上収益および当社連結売上高のいずれも0.2%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。



候補者番号
7

たか はし よし さだ
高橋 良定

重任

社外

独立

生年月日・年齢・性別

1955年12月8日生・68歳・男性

所有する当社の株式数

—

2023年度における取締役会への出席状況

15回／15回 (100%)

取締役在任年数

2年 (本総会終結時)

■略歴、当社における地位、担当

1978年4月	㈱小松製作所 入社	2017年4月	同社 副社長執行役員CIO兼情報戦略本部長 産機事業管掌
1995年6月	コマツブラジル(株) (サンパウロ) 工場長	2019年6月	㈱ティラド 社外取締役 (現任)
1999年10月	㈱小松製作所 生産本部粟津工場購買部長	2019年7月	㈱小松製作所 顧問 (現任)
2006年4月	同社 執行役員生産本部粟津工場長	2019年9月	石川県 顧問 (現任)
2011年4月	同社 常務執行役員生産本部副本部長兼大阪工場長	2022年6月	当社 社外取締役 (現任)
2013年4月	同社 専務執行役員生産本部長 環境管掌		
2016年4月	同社 専務執行役員CIO兼情報戦略本部長 生産・産機事業管掌		

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高橋氏は、㈱小松製作所において、国内および海外子会社の工場長、生産本部長、副社長執行役員CIO兼情報戦略本部長等を歴任し、長年にわたって経営の中核に携わり、企業におけるICT活用に関する知見と、経営者としての広範な知識と豊富な経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏には、上記の広範な知識・経験に基づく外部的視点からの業務執行の監督や助言を期待しております。

■社外取締役候補者に関する特記事項

該当事項はありません。



候補者番号

8

いし い りゅう いち
石井 隆一

新任

社外

独立

生年月日・年齢・性別

1965年5月31日生・59歳・男性

所有する当社の株式数

-

2023年度における取締役会への出席状況

-

取締役在任年数

-

■略歴、当社における地位、担当

1989年4月	㈱ブリヂストン 入社	2017年1月	ソネットメディアネットワークス㈱ 代表取締役社長
1995年1月	Bridgestone Firestone Inc. (米国)	2021年6月	SMN㈱ 代表取締役会長
2000年1月	ソニー㈱ 入社	2022年7月	クオンタム・リープ㈱ パートナー
2003年5月	Sony Electronics Inc. (米国)	2023年1月	アークシステムワークス㈱ 社外取締役 (現任)
2008年8月	So-net Entertainment Taiwan CEO	2023年3月	クオンタムリープ・グロース・イニシアティブ㈱ 代表取締役社長/Co-Founder (現任)
2012年5月	ソネット㈱ (現 ソニーネットワークコミュニケーションズ㈱) IPS事業/法人向ソリューション事業 執行役員	2023年6月	㈱ネットプロテクションズホールディングス 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2014年1月	同社 代表取締役社長	2023年9月	㈱ブレインパッド 社外取締役 (現任)
2014年1月	ソネットメディアネットワークス㈱ (現 SMN ㈱) 社外取締役		
2016年6月	ソニーネットワークコミュニケーションズ㈱ 取締役EVP (2017年3月退任)		

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

石井氏は、長年にわたって上場会社やグローバル企業の経営に携わり、またIT関連企業・通信関連企業においても代表取締役を務めるなど、経営者としての広範な知識と豊富な経験を有しています。さらに誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏には上記の広範な知識と経験に基づく外部の視点からの業務執行の監督や助言を期待しております。

■社外取締役候補者に関する特記事項

石井氏は、2017年3月まで、当社の取引先であるソニーネットワークコミュニケーションズ㈱の業務執行者でありましたが、退任から7年以上を経過していること、同社と当社との取引額は、同社連結売上高および当社連結売上高のいずれも0.3%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。



候補者番号
9

なかむら
中村 公美

新任

社外

独立

生年月日・年齢・性別

1970年7月4日生・53歳・女性

所有する当社の株式数

—

2023年度における取締役会への出席状況

—

取締役在任年数

—

■略歴、当社における地位、担当

1993年4月	安田火災海上保険㈱(現 損害保険ジャパン㈱)入社	2020年10月	日本板硝子㈱ 執行役員 経営企画統括部事業戦略部長
2002年11月	㈱KPMG FAS 入社	2021年1月	同社 執行役員CCPO (最高経営企画責任者) 経営企画統括部長
2005年11月	アントキャピタルパートナーズ㈱ プライベート・エクイティ投資グループ ディレクター	2021年10月	同社 常務執行役員CCPO 経営企画統括部長 兼コーポレート戦略部長
2013年7月	㈱LIXILグループ 新規事業開発室長	2023年4月	同社 執行役CCDO (最高事業開発責任者) コーポレート事業開発統括部長 (現任)
2017年8月	日本コカ・コーラ㈱ M&A, コンペティティブインテリジェンス, システムエコノミクス 統括部長	2024年3月	ビアメカニクス㈱ 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2018年9月	ユナイテッド㈱ 執行役員 経営管理本部管掌		

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中村氏は、長年にわたって多岐にわたる事業法人において、一貫して経営・事業変革の立案・実行に携わり、またM&Aや事業開発、企業再生、ファイナンス業務にも取り組むなど経営者としての広範な知識と豊富な経験を有しています。さらに誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏には上記の広範な知識と経験に基づく外部的視点からの業務執行の監督や助言を期待しております。

■社外取締役候補者に関する特記事項

該当事項はありません。

- (注) 1. 本株主総会参考書類は、作成時点（2024年5月15日）の情報を記載しております。ただし、各候補者の年齢は、本総会開催日時点の情報を、所有する当社株式数は、2024年3月31日時点の情報を記載しております。
2. 榎木克哉氏、鎌田淳一氏、諸星俊男氏、高橋良定氏、石井隆一氏および中村公美氏は、社外取締役候補者ではありません。
3. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
4. 榎木克哉氏、鎌田淳一氏、諸星俊男氏および高橋良定氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって榎木克哉氏が2年、鎌田淳一氏が6年、諸星俊男氏が4年、高橋良定氏が2年となります。
5. 当社は、榎木克哉氏、鎌田淳一氏、諸星俊男氏および高橋良定氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に規定する金額としており、4氏の重任が承認された場合は、4氏との当該契約を継続する予定であります。また、石井隆一氏および中村公美氏の選任が承認された場合は、両氏との間でも、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、石田将人氏、菅井博之氏、上地弘祥氏、榎木克哉氏、鎌田淳一氏、諸星俊男氏および高橋良定氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、7氏の重任が承認された場合は、7氏との当該契約を継続する予定であります。また、石井隆一氏および中村公美氏の選任が承認された場合は、両氏との間でも、同様の補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。保険料の全額を会社が負担しており、各候補者が取締役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれる予定であります。また、次回更新時には現契約と同程度の内容での更新を予定しております。
8. 鎌田淳一氏、諸星俊男氏および高橋良定氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は3氏を独立役員として同取引所に届け出ております。3氏の重任が承認された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員として指定する予定であります。また、石井隆一氏および中村公美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏を独立役員として指定する予定であります。
9. 本議案が承認可決された場合、当社の取締役会の構成員はその過半数が独立性を有する社外取締役で構成されることとなります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



おおわだ しげのぶ
大和田 成伸

生年月日・年齢・性別

1963年3月28日生・61歳・男性

所有する当社の株式数

9,170株

略歴、当社における地位

- | | | | |
|----------|---------------------------|---------|--|
| 1987年4月 | 日新火災海上保険(株) 入社 | 2016年4月 | 当社 執行役員コーポレート戦略本部人事・総務部長 |
| 1992年12月 | 当社 (旧:三井物産情報通信(株)) 入社 | 2019年4月 | 当社 上席執行役員CCO 人事・総務、内部監査、コンプライアンス推進、法務担当 |
| 2003年7月 | 当社 モバイル事業本部営業第三部長 | 2022年4月 | 当社 常務執行役員CCO 内部監査、コンプライアンス推進担当 兼 人事・総務副担当 |
| 2007年4月 | 当社 管理第一本部経営企画部長 | 2024年4月 | 当社 常務執行役員CCO 人事・総務、内部監査、コンプライアンス・CS推進、BPR推進担当 (現任) |
| 2010年9月 | 当社 新規事業本部開発営業二部長 | | |
| 2013年4月 | 当社 グローバルソリューション事業本部海外事業部長 | | |
| 2014年4月 | 当社 コンプライアンス推進部長 | | |
| 2015年4月 | 当社 コーポレート戦略本部人事・総務部長 | | |

補欠監査役候補者とした理由

大和田氏は、営業第三部長、経営企画部長、海外事業部長、コンプライアンス推進部長、人事・総務部長、CCO等を歴任し、現在は、当社 常務執行役員CCO 人事・総務、内部監査、コンプライアンス・CS推進、BPR推進担当を務めております。これらによって培った当社業務全般に関する専門的知識とマネジメント経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い識見・経験・能力を兼ね備えていることから、当社の監査役として適任であると判断し、補欠監査役候補者となりました。

- (注) 1. 本株主総会参考書類は、作成時点（2024年5月15日）の情報を記載しております。ただし、候補者の年齢は、本総会開催日時時点の情報を、所有する当社株式数は、2024年3月31日時点の情報を記載しております。
2. 大和田成伸氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
 3. 当社は、大和田成伸氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する金額とします。
 4. 当社は、大和田成伸氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定です。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。保険料の全額を会社が負担しており、大和田成伸氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれる予定であります。

以 上

[ご参考]

スキルマトリックス (本総会において各取締役候補者が選任された場合)

役員	独立性	当社が期待する知見・経験					
		企業経営 事業戦略	投資 M & A	ICT デジタル	財務・会計 ファイナンス	法務・人事 コンプライ アンス	グローバル 経験 国際性
石田 将人 社内取締役		●	●				●
菅井 博之 社内取締役		●			●		●
上地 弘祥 社内取締役		●	●	●			
榎木 克哉 社外取締役		●	●	●			●
鎌田 淳一 社外取締役	●	●	●			●	●
諸星 俊男 社外取締役	●	●	●	●			●
高橋 良定 社外取締役	●	●	●	●			●
石井 隆一 社外取締役	●	●	●	●			●
中村 公美 社外取締役	●	●	●		●		●

※上記一覧表は、候補者の有する全ての知識や経験を表すものではありません。

※特に優れている知見・経験を最大4つ記載しております。

(ご参考) 取締役・監査役の選任基準および独立性の基準

取締役・監査役の選任基準および独立性の基準については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において、以下のとおり定めております。

1. 取締役

(1) 選任基準

取締役については、TG ビジョン（わたしたちの目指す姿）「新たなコミュニケーションの提案を通じ、お客様に感動・喜び・安心を提供します」、TG ミッション（わたしたちの使命）並びにTG アクション（わたしたちの行動指針）から成る企業理念を深く理解し、当社グループの持続的成長・発展と中長期的な企業価値の向上に向けた迅速かつ適切な意思決定が行える、以下のような人材を候補者とする。

① 取締役（社内）

取締役（社内）は、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を有し、情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を兼ね備えたものを候補者とし、その性別、国籍は問わない。

② 社外取締役

社外取締役は、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を有し、業務執行の監督および出身分野や企業経営における広範な知識・経験に基づく外部的視点からの助言が行えるものを候補者とし、その性別、国籍は問わない。

(2) 独立性の基準

次の各項目のいずれにも該当しない場合に社外取締役は独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社、当社の連結子会社および持分法適用会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者であるもの、または過去において業務執行者であったもの
- ② 当社の親会社・兄弟会社の取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であるもの、または過去10年間に於いて当社の現在の親会社・兄弟会社の取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であったもの
- ③ 当社グループを主要な取引先とするもの、またはその業務執行者、または過去3年間に於いて業務執行者であったもの（主要な取引とは、取引先の直近の事業年度における年間総売上高の2%以上の取引）
- ④ 当社グループの主要な取引先、またはその業務執行者、または過去3年間に於いて業務執行者であったもの（主要な取引とは、当社グループの直近の事業年度における年間連結総売上高の2%以上の取引）
- ⑤ 当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供するもの（但し、当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は当社グループから得ている財産が年間収入の2%以上の団体に属するもの）、または過去3年間に於いてこれに該当していたもの
- ⑥ 当社グループの主要借入先もしくはその業務執行者であるもの（主要な借入とは直近の事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資しているもの）、または過去3年間に於いてこれに該当していたもの
- ⑦ 当社の主要株主もしくはその業務執行者であるもの、または過去5年間に於いてこれに該当していたもの
- ⑧ 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けているもの（但し、当該寄付を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が年間収入の2%以上の団体の業務執行者であるもの）、または過去3年間に於いてこれに該当していたもの
- ⑨ 当社の会計監査人またはその社員等として当社グループの監査業務を担当しているもの、または過去3年間に於いて当該社員等として当社グループの監査業務を担当していたもの
- ⑩ 当社が現在主要株主である会社の取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であるもの
- ⑪ 当社グループから取締役もしくは監査役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、執行役または執行役員であるもの
- ⑫ 当社グループの取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人のいずれかに該当するものの二親等以内の親族であるもの、または過去3年間に於いて、当社グループの取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人のいずれかに該当したものの二親等以内の親族であるもの

- ⑬ 上記②から⑩のいずれかに掲げるもの（但し、重要な地位にあるものに限る）の二親等以内の親族であるもの
- ⑭ 当社の社外取締役として任期が8年を超えているもの
- ⑮ 前各号のほか、当社グループと利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有しているもの

2. 監査役

(1) 選任基準

監査役については、誠実な人格、経営に対する高い識見・経験・能力、業務上の専門的知識とマネジメント経験を持ち、当社グループの持続的成長・発展と中長期的な企業価値の向上に資すると判断されるものを候補者とし、国籍・性別等は問わない。特に独立社外監査役については、法律・会計・企業経営等における高度な専門知識と豊富な経験を有するものを候補者とする。

(2) 独立性の基準

次の各項目のいずれにも該当しない場合に社外監査役は独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社、当社の連結子会社および持分法適用会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者であるもの、または過去において業務執行者であったもの
- ② 当社の親会社・兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であるもの、または過去10年間に於いて当社の現在の親会社・兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であったもの
- ③ 当社グループを主要な取引先とするもの、またはその業務執行者、または過去3年間に於いて業務執行者であったもの（主要な取引とは、取引先の直近の事業年度における年間総売上高の2%以上の取引）
- ④ 当社グループの主要な取引先、またはその業務執行者、または過去3年間に於いて業務執行者であったもの（主要な取引とは、当社グループの直近の事業年度における年間連結総売上高の2%以上の取引）
- ⑤ 当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供するもの（但し、当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は当社グループから得ている財産が年間収入の2%以上の団体に属するもの）、または過去3年間に於いてこれに該当していたもの
- ⑥ 当社グループの主要借入先もしくはその業務執行者であるもの（主要な借入とは直近の事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資しているもの）、または過去3年間に於いてこれに該当していたもの
- ⑦ 当社の主要株主もしくはその業務執行者であるもの、または過去5年間に於いてこれに該当していたもの
- ⑧ 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けているもの（但し、当該寄付を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が年間収入の2%以上の団体の業務執行者であるもの）、または過去3年間に於いてこれに該当していたもの
- ⑨ 当社の会計監査人またはその社員等として当社グループの監査業務を担当しているもの、または過去3年間に於いて当該社員等として当社グループの監査業務を担当していたもの
- ⑩ 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であるもの
- ⑪ 当社グループから取締役もしくは監査役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員であるもの
- ⑫ 当社グループの取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人のいずれかに該当するものの二親等以内の親族であるもの、または過去3年間に於いて、当社グループの取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人のいずれかに該当したものの二親等以内の親族であるもの
- ⑬ 上記②から⑩のいずれかに掲げるもの（但し、重要な地位にあるものに限る）の二親等以内の親族であるもの
- ⑭ 前各号のほか、当社グループと利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有しているもの

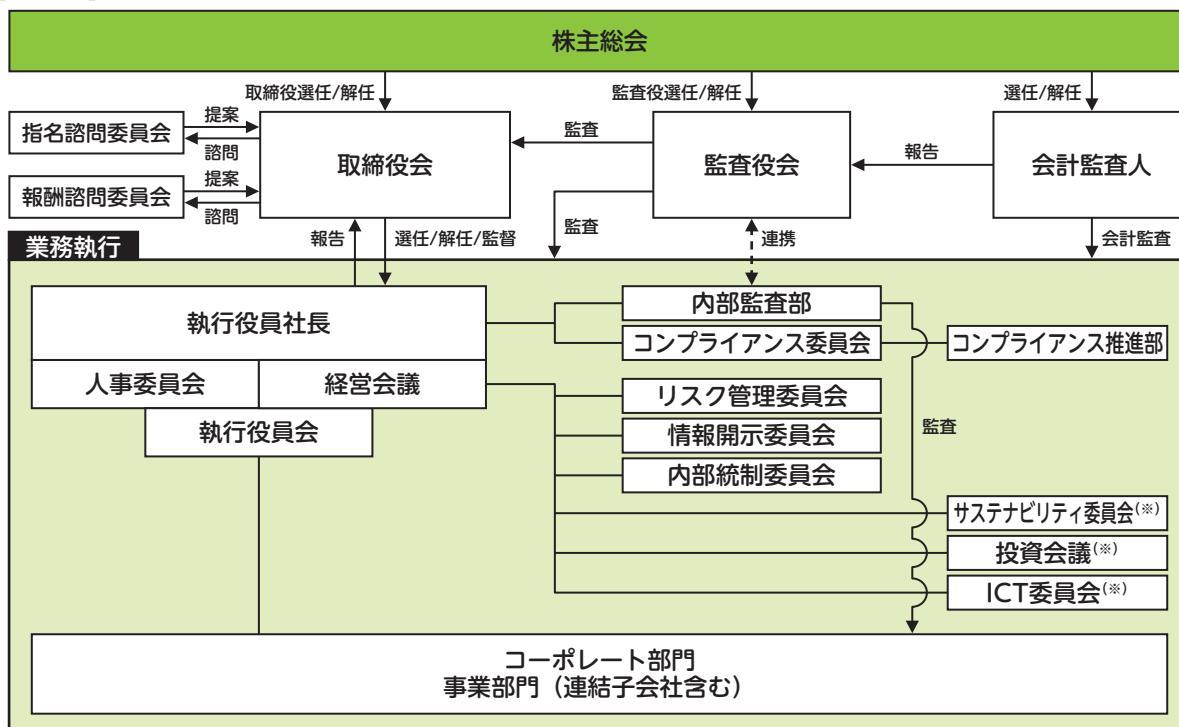
(ご参考) コーポレート・ガバナンスに関する取組の概要 (2024年3月31日現在)

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、コーポレート・ガバナンスを「企業活動を律する枠組み」として捉え、株主の権利・利益が守られ、平等に保障されることが重要であると考えております。加えて、顧客、取引先、従業員、地域社会等、株主以外のステークホルダーに対してもそれぞれの権利・利益の尊重と円滑な関係の構築を果たしていく必要があると考えており、これらのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を「コーポレート・ガバナンス基本方針」として定め、当社ウェブサイトにて開示しております。また、より良いガバナンス体制を構築・維持しつつ、事業活動の遂行に努めることが社会における企業としての使命であるとの認識の下、「経営の透明性の確保」および「企業価値の向上」の両面から、制度的枠組みを整えるとともに実効を上げるべく日常活動を推進しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】

【模式図】



※. 経営会議の諮問機関として設置しております。

【取締役会】

取締役会は、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われているかを監督しております。取締役会は、社外取締役6名を含む全取締役9名（内、独立役員5名）で構成され、全監査役4名（内、独立役員2名）も出席し、毎月1回定時取締役会を開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営を実現しております。

【監査役会】

当社の監査役4名のうち、社外監査役は3名（内、独立役員2名）であり、職歴や経験、専門的な知識等を生かして適法性の監査に留まらず、公正・中立な立場から経営全般に関する助言を行っております。

監査役会は、原則として月1回開催され、監査役4名が協議・報告等を行っております。また、監査役が、取締役会等をはじめとする社内の重要会議に出席し、経営方針の決定状況および取締役の職務執行状況を監視する体制となっております。更に監査役は内部監査部および会計監査人との連携を適宜図り、意見交換および情報交換を通じて内部統制体制の強化に努めております。

【指名諮問委員会／報酬諮問委員会】

当社は、経営の透明性を高めるべく、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会および報酬諮問委員会は、社外取締役、代表取締役および代表取締役社長が指名する取締役から構成され、委員は取締役会にて決定しております。なお、各委員会を構成する委員は、社外取締役が過半数を超えております。

指名諮問委員会は、取締役および常務執行役員以上の執行役員の選任・解任案を、報酬諮問委員会は取締役および常務執行役員以上の報酬案等を取締役会に対し提案することを目的としております。

指名諮問委員会および報酬諮問委員会は、取締役または常務執行役員以上の執行役員の選任・解任および報酬額等を決議する取締役会の招集前に開催しております。但し、委員によって課題が提起された場合には、必要に応じて都度開催しております。

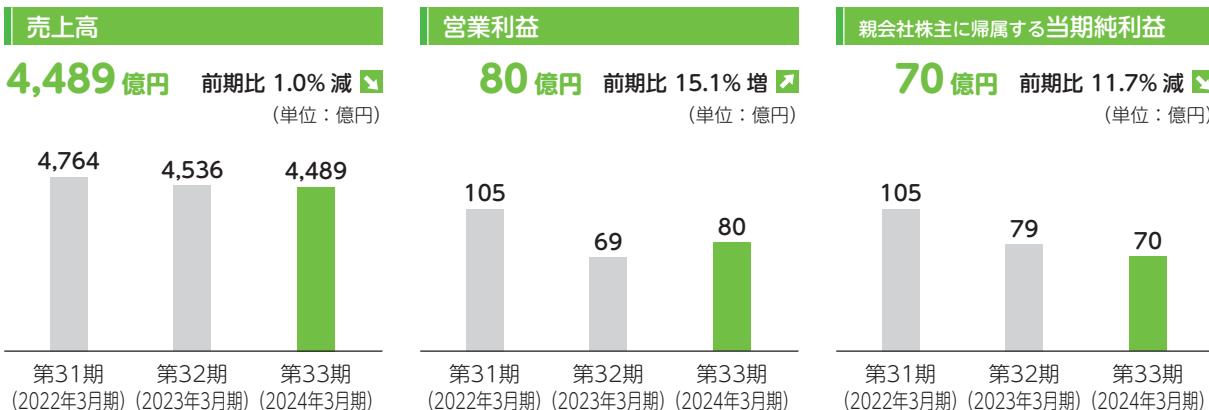
指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員は、石田将人（代表取締役社長執行役員）、榎木克哉（社外取締役）、浅羽登志也（独立社外取締役）、出口恭子（同）、鎌田淳一（同）、諸星俊男（同）、高橋良定（同）の7名で構成されており、いずれも委員長は独立社外取締役の鎌田淳一が務めております。

【取締役会の実効性評価】

当社では、取締役会の機能の高度化を図るため、取締役会実効性の自己評価・分析を実施しております。自己評価・分析につきましては、外部機関の助言を得ながら取締役会の構成員である全ての取締役・監査役を対象にアンケート調査を実施し、回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。アンケート調査結果をもとに、外部機関から社長・取締役会議長・社外役員にインタビューを実施いたしました。分析・評価結果からは、取締役会の議事運営、議論の充実に向けた取り組み、取締役会のモニタリング機能に概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性については確保されていると判断いたしました。他方で、当社を取り巻く事業環境が大きく変化する中、経営戦略・ポートフォリオ戦略・人材戦略の更なる議論時間の確保が必要であるとの課題が共有されております。評価結果を踏まえ、課題解決に向けた取り組みを継続的に実施し、企業価値向上を目指して取締役会の実効性の向上を図ります。

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況



① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2023年4月～2024年3月）におけるわが国経済は、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。先行きについては、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に留意する必要があるものと考えられます。

当社の主な事業分野である携帯電話等販売市場では、2019年10月施行の電気通信事業法改正による事業者間の乗り換え円滑化の影響もあり通信事業者間の新規契約の獲得競争が過度に行われてきました。当連結会計年度に入り、値引き競争は沈静化しつつあり、2023年12月27日には新たな端末の割引上限規制を含む電気通信事業法施行規則等の一部改正が施行されました。今後は競争環境の適正化により、正常な市場に移行することが期待されます。一方で、スマートフォンの高機能化等に伴う価格の上昇や、物価高による買い控えにより端末の平均使用年数は長期化の傾向にあります。通信事業者各社は金融サービスとの連携など新たな価値提案を始めており、当社をはじめ携帯電話等販売代理店に期待される役割もますます高まっていくことが予想されます。

このような事業環境において、当社グループ（当社、連結子会社および持分法適用会社）は、中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）の全社戦略として掲げた「TG Universe（ティーガイア内エコシステム）の実現」および「TGマテリアリティ（8つの重要課題）への取り組み」を進めてまいりました。モバイル事業中心に当社独自商材の拡販、ショップ運営の効率化を進め、収益の改善をはかりました。さらには、モバイル事業に依存しない事業ポートフォリオへの変革を行い、複数の新たなビジネスに取り組んでおります。

また、次期中期経営計画を見据え、店舗をお客様目線でのビジネスモデルへ変えるべく、2023年4月にプロジェクト組織を、10月には各拠点に地方創生チームを発足させました。これまでの物販中心の考え方（プロダクトアウト）から、コンシューマ向け事業および法人顧客向け事業ともに、お客様のご要望に沿ったサービスを提供する考え方（マーケットイン）へ転換していくことで、収益拡大を目指しております。

当社グループの当連結会計年度における業績につきましては、売上高4,489億54百万円（前期比1.0%減）、営業利益80億51百万円（同15.1%増）、カード退蔵益が前期に比して増加し、経常利益123億90百万円（同6.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益70億13百万円（同11.7%減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益の減益は、当連結会計年度においてソリューション事業の連結子会社Relay2,Inc.に係る減損損失を特別損失に計上したためです。

モバイル事業

売上高

3,778億 92百万円

前期比 0.9% 減

営業利益

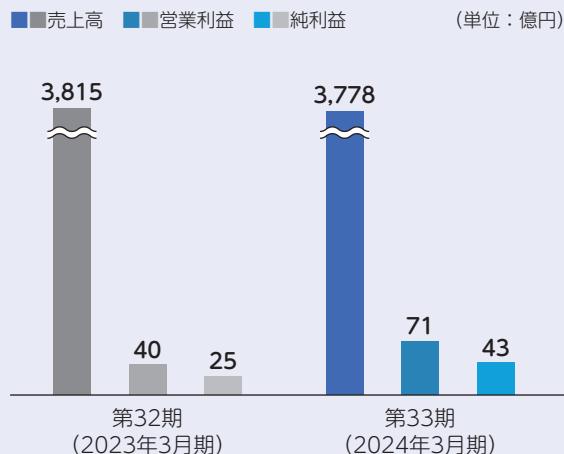
71億 22百万円

前期比 76.5% 増

親会社株主に帰属する当期純利益

43億円

前期比 66.4% 増



モバイル事業は、通信事業者各社が提供する通信サービスや各種コンテンツの契約取次とスマートフォン等の販売を行っております。当社グループの全国に広がる店舗は、単なる「販売拠点」ではなく、「地域のICT拠点」として、質の高いサービスとご要望に沿った利用価値の提案により、お客様に感動を体験していただく場となることを目指しております。

モバイル事業における回線契約数は、スマートフォン価格の高騰等による買い替えサイクルの長期化により、305.3万回線（前期比6.2%減）となりました。

キャリアショップでは、リモートで初期設定サポートやスマートフォンの利用説明を行う「スマートオンラインサポート」も導入しており、当社業務の効率化および専門スタッフがお客様に応じたサポートを行うことによるお客様満足度の向上を図っております。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後には来店予約の無いお客様の受け入れを再開しており、当社直営店舗の来店客数は回復基調にあります。また、前連結会計年度より店舗数の最適化を進めるとともに、業務の効率化・生産性向上に取り組んでおり、販売費及び一般管理費を抑制することができました。

独自商材については、ガラスコーティングやセキュリティ商材を中心に堅調に推移しており、営業利益の増益に貢献いたしました。

この結果、売上高は3,778億92百万円（前期比0.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は43億円（同66.4%増）となりました。

ソリューション事業

売上高

414億3百万円

前期比 10.0% 増 

営業利益

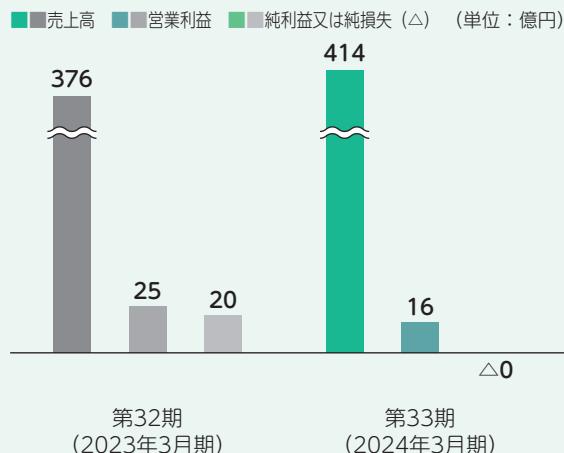
16億8百万円

前期比 37.8% 減 

親会社株主に帰属する当期純損失

95百万円

前期比 -



ソリューション事業は、法人向けのスマートフォン等の販売や端末・回線管理サービス等のソリューションサービスの提供、法人・個人に対する光回線サービスの販売・契約取次を行っております。当社グループでは、パソコンまで含めたスマートデバイスの調達・提案、導入支援から、環境構築、保守、運用、アップデートまでの一連のライフサイクルの管理・サポートをLCM (Life Cycle Management) 事業と呼称しており、お客様のご要望にワンストップで対応すべく、商材・サービスの拡充を行っております。

ソリューション事業における回線契約数は32.6万回線（前期比2.3%減）となり、スマートデバイスの売上高および受取手数料は減少しておりますが、当社グループ全体で人材育成に取り組むなど営業力の強化を図るとともに、販路の拡大に注力しております。

LCM事業については、商材・サービスを拡充しており、回線管理サービス（movino star）やヘルプデスク等の管理ID数は前期を上回りました。movino starは対象デバイスをスマートフォンだけではなくPCにも拡大したことでID数の増加につながりました。

また、高齢化社会を見据え、介護施設への音声対話型AIサービスや介護用見守りカメラなどの提案を通じ事業領域拡大と新たな顧客層の獲得にも注力しました。

一方で、営業システムの機能拡充を行ったことにより、償却費等が前期に比して増加いたしました。

固定回線系商材においては、独自ブランドの光アクセスサービス「TG光」の累計保有回線数が前期末から約15%増加するなど、堅調に推移しました。

この結果、売上高は414億3百万円（前期比10.0%増）、特別損失を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は95百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益20億32百万円）となりました。

スマートライフ・クオカード事業

売上高

296億39百万円

前期比 13.3% 減

営業損失

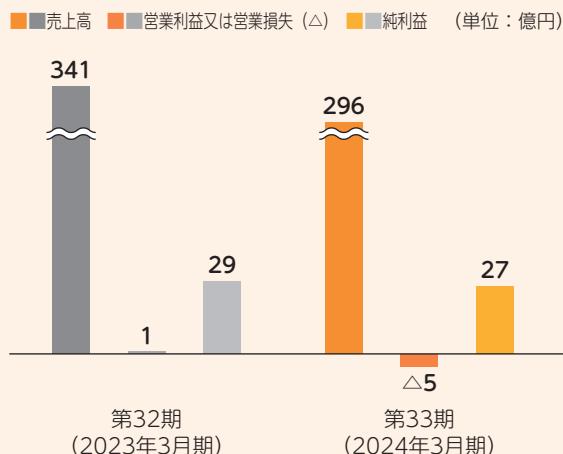
5億37百万円

前期比 -

親会社株主に帰属する当期純利益

27億16百万円

前期比 9.4% 減



スマートライフ・クオカード事業は、全国の主要コンビニエンスストア等を通じての「PIN（プリペイドコード）」、「ギフトカード」および「スマートフォンアクセサリ」の販売等のほか、再生可能エネルギー、ヘルスケア、子ども向けICTスクール、eスポーツ等のESGに関連した事業を行っております。また、当社の連結子会社である㈱クオカードでは、「QUOカード」および「QUOカードPay」の発行・精算業務およびカード関連機器の販売ならびに保守業務等を行っております。

スマートライフ事業については、PIN・ギフトカードの取扱高が前期と比べ減少しました。ゲームや音楽・動画配信等の様々なデジタルコンテンツの需要は生活様式の変化に伴い落ち着きつつあります。コンビニエンスストア等を中心としたスマートフォンアクセサリの卸売りや、ウェアラブルデバイス「Fitbit」の販売は堅調に推移いたしました。

また、2023年11月には女性特有の健康課題解決につながる商品やサービスを提供するサロン型のフェムテックストア「FEMTECH LAB」1号店をオープンいたしました。12月にオープンしたオンラインショップとも連携し、リアルとデジタルが有機的に融合したサービスの展開に取り組みました。

クオカード事業については、「QUOカード」および「QUOカードPay」の発行高は、前期に自治体向けの大型施策があった影響により前期に比して減少いたしました。2023年7月より大手コンビニエンスストアが「QUOカードPay」の加盟店に加わるなど、加盟店の拡大に努めております。

この結果、売上高は296億39百万円（前期比13.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は27億16百万円（同9.4%減）となりました。

② **設備投資の状況**

当連結会計年度中において実施いたしました当社および連結子会社の設備投資の総額は44億2百万円で、その主なものは次のとおりであります。

【モバイル事業関連】

モバイル事業関連では、携帯電話端末等のさらなる販売強化の一環として、主に全国の携帯電話販売ショップの改装・調度品の購入代金等に6億92百万円投資いたしました。

【システム関連】

営業システムの導入・強化、システムインフラ整備等に23億42百万円投資いたしました。

【その他】

太陽光パネル設備・事務所改装・什器備品の入替等に13億67百万円投資いたしました。

③ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

④ **事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

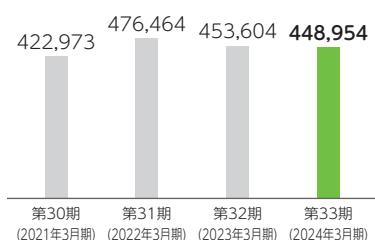
当社は、2023年10月1日を効力発生日として、子会社でありました(株)キャリアデザイン・アカデミーを吸収合併し、同社が営んでおりました研修・教育サービス事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

⑦ **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

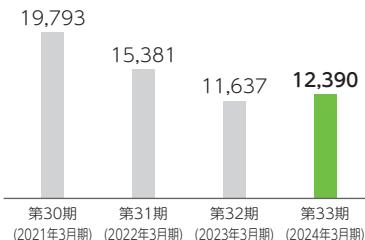
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

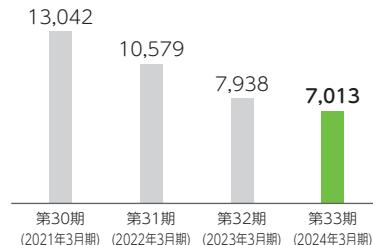
売上高 (単位：百万円)



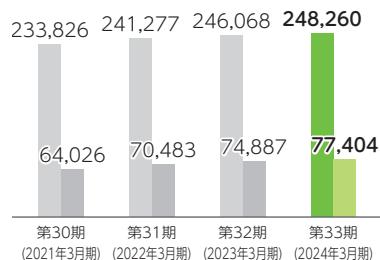
経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分	第30期 (2021年3月期)	第31期 (2022年3月期)	第32期 (2023年3月期)	第33期 (2024年3月期)
売上高 (百万円)	422,973	476,464	453,604	448,954
経常利益 (百万円)	19,793	15,381	11,637	12,390
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	13,042	10,579	7,938	7,013
1株当たり当期純利益 (円)	234.01	189.74	142.31	125.66
総資産 (百万円)	233,826	241,277	246,068	248,260
純資産 (百万円)	64,026	70,483	74,887	77,404
1株当たり純資産 (円)	1,148.26	1,263.30	1,333.28	1,385.42
自己資本比率 (%)	27.4	29.2	30.2	31.2
自己資本利益率 (%)	21.9	15.7	11.0	9.2

(第30期) モバイル事業では、(株)TFモバイルソリューションズ(以下、「TFM」といいます。)の子会社化も寄与し、販売台数は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」といいます。)拡大に伴う販売数減の影響を補うには至らず販売台数は前期を下回り、売上高および親会社株主に帰属する当期純利益は減少しました。ソリューション事業では、TFMの子会社化、働き方改革によるICT投資の追い風に加え、感染症の拡大が企業のテレワーク導入を前倒しさせる要因となったことにより、販売台数は前期を大きく上回り、売上高および親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。決済サービス事業他では、在宅時間が増えたことで、ゲームや音楽・動画配信等の様々なデジタルコンテンツの需要は引き続き高い水準にあり、関連するギフトカード・PIN商材の取扱高が前期を上回りました。連結子会社である(株)クオカードでは、「QUOカード」および「QUOカードPay」が自治体により医療従事者支援等を中心に引き続き多数採用され、前期に比べ発行高が増加し、売上高および親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。この結果、売上高は4,229億73百万円、経常利益は197億93百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は130億42百万円となりました。

(第31期) モバイル事業では、3G回線から4G・5G回線への移行および通信事業者間の競争激化により販売台数は前期を上回り、売上高は増加いたしました。出張販売などの販売・サービスの提供を目的とした費用を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。ソリューション事業では、TFMの法人販路が加わったことにより、販売台数は前期を上回り、売上高は増加いたしました。一方、事業規模拡大・生産性向上を目的とした人員拡充およびシステム投資等の販売費及び一般管理費が前期と比べ増加したため、親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。決済サービス事業他では、外出自粛により、高まっていたゲームや音楽・動画配信等の様々なデジタルコンテンツの需要が落ち着きつつあり、前期に比べ取扱高が減少しました。連結子会社である(株)クオカードでは、特需があった前期に比べ「QUOカード」の発行高およびカード退蔵益が大幅に減少したことにより、売上高および親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。この結果、売上高は4,764億64百万円、経常利益は153億81百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は105億79百万円となりました。

(第32期) モバイル事業では、携帯電話等のコーティングサービスやセキュリティ商材等の独自販売の拡販に取り組みましたが、手数料条件改訂の影響および機種変更契約数が伸び悩んだことにより、売上高および親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。ソリューション事業では、世界的な半導体の供給不足等による納入遅れは解消しつつあり、回線契約数は増加、回線管理サービスやヘルプデスク等の管理ID数が前期を上回り、売上高および親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。決済サービス事業他では、PIN・ギフトカードの取扱高は前期と比べ減少しました。「QUOカード」および「QUOカードPay」は自治体の施策等の採用もあり、発行高は前期に比べ増加したことにより売上高は増加しましたが、カード退蔵益が前期に比べ減少したことにより親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。この結果、売上高は4,536億4百万円、経常利益は116億37百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は79億38百万円となりました。

(第33期) 1. (1) ①「事業の経過および成果」に記載のとおりです。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱クオカード	1,810百万円	100.00%	カード（プリペイド式等）の発行・精算業務 カードおよびカード関連機器の販売ならびに保守業務
日本ワムネット㈱	200百万円	97.52%	デジタルコンテンツのネットワーク・マネージメント・サービスプロバイダ、FAXサーバソフトウェアの開発・販売

③ 重要なその他の関係会社の状況

住友商事㈱は、当社のその他の関係会社であり、同社は当社の株式を23,345,400株（持株比率41.82%）保有しています。

(4) 対処すべき課題

① 経営戦略

2024年5月に「中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）」を公表しました。併せて、新たな「ありたい姿」として「『つなぐ想い』でお客様の未来を創造し、社会に貢献する企業グループへ」を定め、これを実現していくために、事業活動を通じて解決すべき重要課題として5つの「マテリアリティ」を特定しました。

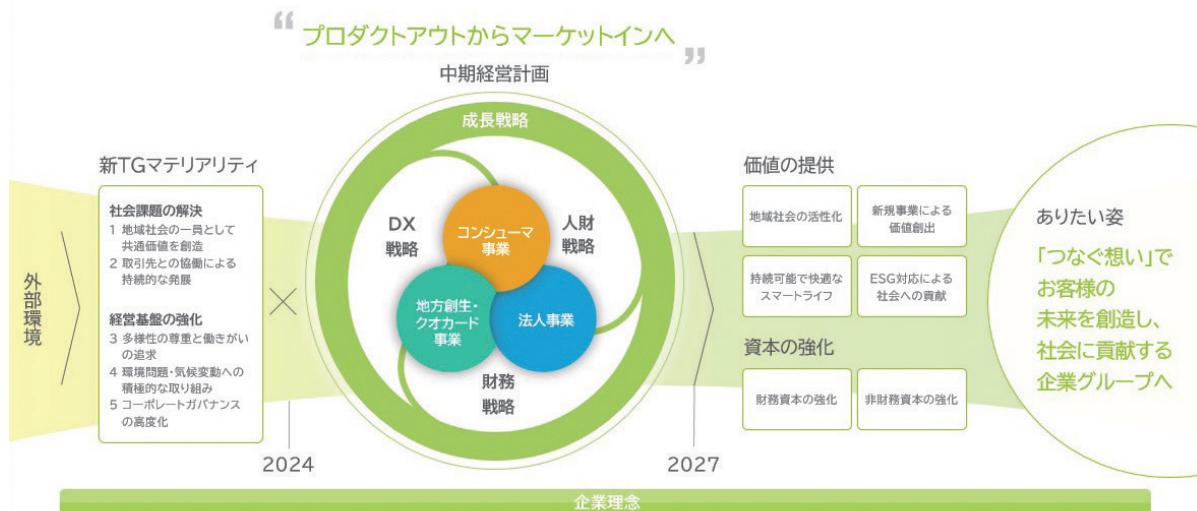
【中期経営計画】

当社は、お客様と深くつながり、その想いを理解することが大切であるという前提のもと、これまでのプロダクトアウトからマーケットインの視点への転換が必要であると考えております。中期経営計画では、成長戦略として「お客様が主役のビジネスへ転換」、「戦略的パートナー企業との協業」、「地域密着で社会課題を解決」の3つを掲げており、組織・報告セグメントについては、コンシューマ事業、法人事業、地方創生・クオカード事業へ変更いたしました。加えて、成長戦略を実行していくにあたり経営基盤となるコーポレート機能も強化し、中期経営計画期間内において、親会社株主に帰属する当期純利益：100億円以上、ROIC：10%以上の達成を目指してまいります。

サステナビリティ経営



当社は企業理念にある「新たなコミュニケーションの提案を通じ、お客様に感動・喜び・安心を提供します」を経営の拠り所とし、マテリアリティの解決を通じて持続可能な社会の実現に貢献します。財務・非財務資本をドライバーに3つの事業を展開し、社会の発展と企業の成長の好循環を目指します。



② 重要課題（マテリアリティ）

5つのマテリアリティは、各事業の戦略策定やビジネスの意思決定プロセスにおける重要な要素と位置付けております。全ての事業活動を通じて、社会が抱える課題を解決するために、各マテリアリティの小項目にKPIを設け、グループ全体の成長を目指してまいります。

TGマテリアリティ・KPI



外部環境に対するリスクと機会を再分析し、当社における重要度（強みの活用・社会課題に対する貢献度・脅威の度合い）を合わせ、マテリアリティを見直しました。

TGマテリアリティ	小項目	KPI	SDGs取り組み項目
① 地域社会の一員として 共通価値を創造	ビジネスを通じた地域社会との共生	地方創生事業案件数	
	お客様満足度の向上と感動体験の提供	NPS（顧客ロイヤリティ指標）	
	誰一人取り残されないデジタル社会の実現	来店客数/リモート接客数/eネットキャラバン開催数（参加者数）/スマホ教室開催数（参加者数）など	
② 取引先との協働による 持続的な発展	持続可能なサプライチェーンの構築	CSR関連アンケートの回答率	
	取引先とのさらなる関係深化	1社当たりサービス提供数、新規取引先数	
	デジタル活用による豊かな暮らしの実現	DX推進指標スコア/売上高に対するデジタル投資額の割合	
③ 多様性の尊重と 働きがいの追求	事業戦略に連動した人材ポートフォリオの構築	採用者数（新卒、中途）/研修時間・費用/デジタル人材の採用者数/研修時間・費用	
	DEIBの実現	社外評価取得/女性管理職比率/男性育児休業取得率/男女賃金格差/障がい者雇用率	
	エンゲージメントの醸成	エンゲージメントスコア/定着率/有給休暇取得率/平均勤続年数	
④ 環境問題・気候変動への 積極的な取り組み	温室効果ガス排出量の削減	温室効果ガス排出量Scope1, 2削減率(2019年度比)/再生可能エネルギー電力比率	
	再生可能エネルギー事業の推進	再生可能エネルギー容量	
	当社ネットワークを活用した災害時の支援	災害時支援事例(定性)	
⑤ コーポレート ガバナンスの高度化	コンプライアンスの徹底	コンプライアンス研修受講率(数)/重大なコンプライアンス違反件数	
	ガバナンスの維持・高度化	取締役会自己評価(定性)/事業会社の自律と持続的成長への支援(定性)	
	情報開示の充実	各種KPI開示/積極的な英文開示(定性)	

③ 各セグメントの取り組み

中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）における各事業の取り組みは以下のとおりです。

コンシューマ事業

コンシューマ事業の主力であるモバイル市場は、スマートフォンの高機能化等に伴う価格の上昇や、法規制、5G通信の普及などめまぐるしく事業環境が変化しております。当社はマーケットインの視点に立ち、お客様が求めるものに対し、当社の強みである全国各地の店舗・人材とこれまで培ったノウハウを生かしたサービスを提供することで、お客様へ新たな感動体験を提供するとともに、成熟した業界において持続的な成長を目指してまいります。

具体的には、新たに当社オリジナルショップの展開に挑戦し、回線契約だけでなくコンサルティングや修理対応、さらにはAI等の最先端の技術を体験してもらう感動の場を設け、キャリ

アショップでは、お客様と安心を「つなぐ」重要な場として、通信事業者とともにより魅力的なサービスを提供します。また、スマートフォンアクセサリ等のリテール事業につきましては、実店舗だからこそ提供できるリアルな価値と、ECサイトやオンライン接客などのデジタルの価値を融合させ、ビジネスチャンスの拡大を図るとともに、販路・商材を充実させてまいります。

法人事業

法人事業では、労働力の減少やデジタル人財不足等が社会課題として問題視される中、携帯電話をベースとしたモバイルソリューションを引き続き幅広い企業に提供してまいります。特に中堅・中小企業に向けソリューションを強化し、お客様の豊かなDX環境構築をサポートします。また、CRM構築により市場、顧客分析を行うとともに業種別専任組織を創設するなど体制整備と人財育成にも注力してまいります。

スマートサポート事業については、業務効率化やセキュアなネットワーク環境のサポートなど、質の高いサービスを提供します。専門資格を持つ人財による提案力を高め、お客様のご要望に沿った最適なITソリューションを提供することで、信頼を築くとともに、収益拡大を目指してまいります。

地方創生・クオカード事業

地方創生・クオカード事業では、各地域における社会課題や健康問題などのお困りごとに対し、当社グループの全国に広がるアセットを最大限に活用することで、事業を通じた社会貢献を実現してまいります。新たな取り組みである地方創生事業を推進するため、各地域に密着した体制を構築し、地域活性化や各地域に住むみなさまの健康と住みやすさをサポートします。地方創生の入り口となる自治体への提案につきましては、当社各事業部による接点に加え、自治体施策等で実績のある㈱クオカードとも連携してまいります。

決済サービス事業は、デジタルマーケティングの強化や、コンビニエンスストアをはじめとしたパートナー企業との連携強化による販路拡大を進めてまいります。クオカード事業は、次世代のサービスを検討しながら、QUOカードとQUOカードPayの取り扱いを拡大していくことで、贈る文化の醸成とギフト市場における確固たる地位を築いていきます。

(5) サステナビリティに関する考え方および取組

当社グループは、2021年に策定した「ティーガイアグループサステナビリティ方針」に加え、2023年2月に持続可能な調達を行う「ティーガイアグループCSR調達方針」、人権課題への取り組みを強化する「ティーガイアグループ人権方針」を定めました。今後も事業活動を通じ

て、社会の持続的な成長に貢献します。

※各種方針の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

サステナビリティに関する方針：<https://www.t-gaia.co.jp/company/csr/philosophy.html>

① 環境への取り組み

当社グループは、気候変動問題の解決に向けて、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明し、TCFDが提言する開示フレームワークに沿った情報開示に努めております。

また、温室効果ガス削減目標「2040年カーボンニュートラル（※1）」を達成すべく、事業活動で使用する電力の再生可能エネルギー比率を2040年までに100%とする目標を定めております。

省エネのさらなる推進に加え、再生可能エネルギー由来の電力の導入をすすめることで、温室効果ガス排出量の削減に努めてまいります。

※1 当社単体ベース（Scope 1・2）

※気候変動問題など、環境への当社の取り組みにつきましては、統合報告書をご参照ください。

統合報告書：<https://www.t-gaia.co.jp/ir/library/annual.html>

② 社会への取り組み

当社は、あるべき姿の実現に向け、事業戦略と人事戦略が連動し、事業を通じて社会課題を解決することで企業価値の向上を目指してまいります。

【社員の自律的なキャリア形成の促進】

多くの社員がチャレンジする環境を整え、事業戦略を実現するために必要となる人財像を特定するとともに、デジタル人財研修や次世代経営人財研修等の人財育成、育成した人財が活躍できる配置転換を積極的に進めております。

主な取り組み

充実した各種研修制度／社内公募制度・FA制度の更なる拡充／副業制度の導入

【DEIB（Diversity, Equity, Inclusion & Belonging）の実現】

多様な人財がありのままの個性を認め合い、誰もが公平に活躍するためのチャレンジや成長の機会が得られ、心理的安全性の高い職場で個々が輝き、一体感や信頼感を持って帰属する企業文化の醸成を目指してまいります。

主な取り組み

女性やシニア、および仕事と育児や介護、治療等を両立する社員の活躍を推進するための各種施策／障がい者が長く勤務できる職場環境の整備／LGBT対応に則した規程等の整備・制度の拡充等の取り組みの継続

【健康経営の取り組み】

「ティーガイア健康宣言」に基づき、社員の「こころ」と「身体」の健康維持・増進を積極的に支援しております。

主な取り組み

不妊やがん治療と仕事の両立サポート制度の拡充／社内カウンセラーによる相談室「TG-Support Lounge」の設置／団体長期障害所得補償保険（GLTD）の整備

これからも全社員がワクワクしながら働ける環境づくりの実現と、社員とともに成長する会社であり続けることを人財戦略の軸に置き、人的資本経営を進めてまいります。

※人財戦略や各種取り組み、社外からの評価につきましては、統合報告書をご参照ください。

統合報告書：<https://www.t-gaia.co.jp/ir/library/annual.html>

③ コーポレート・ガバナンス

当社グループは、平素より法令および社内規程の遵守、倫理維持といったコンプライアンスを業務遂行上最重要事項の一つと位置付けています。引き続き、コンプライアンスに関する研修の充実や社内SNSの活用等を通じて啓発活動を行い、リスクの早期発見と対応に取り組んでまいります。

また、当社は取締役会における独立社外取締役の構成を過半数にするなど、ガバナンス体制の強化に取り組むとともに、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

※詳細につきましては、2024年6月21日提出予定のコーポレート・ガバナンスに関する報告書をご参照ください。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書：

<https://www.t-gaia.co.jp/company/governance.html>

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	事業内容
モバイル事業	コンシューマ向け携帯電話等の通信サービスの契約取次、携帯電話等の端末および関連商材の販売等
ソリューション事業	法人顧客向け携帯電話およびソリューションサービス等の契約取次・販売、ネットワークマネジメントサービス事業等、固定回線サービスの契約取次・提供等
スマートライフ・クオカード事業	PIN販売システムを利用した電子マネーの流通事業、ギフトカード販売事業、プリペイドカード事業、海外事業等

(※) 2025年3月期より、「コンシューマ事業」、「法人事業」、「地方創生・クオカード事業」へ報告セグメントを変更いたします。

(7) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本 社 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
西日本支社 大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
東海支社 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号
九州支社 福岡県福岡市博多区祇園町7番20号
北海道支店 北海道札幌市中央区大通西八丁目2番地
東北支店 宮城県仙台市太白区長町南三丁目37番13号
北陸支店 石川県金沢市広岡三丁目1番1号
中国支店 広島県広島市中区中町8番12号
四国支店 香川県高松市番町一丁目1番5号

(注) 東北支店は、2023年5月1日付で宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号から上記住所へ移転いたしました。

② 子会社

(株)クオカード 本社 東京都中央区日本橋本町二丁目4番1号
日本ワムネット(株) 本社 東京都中央区新川一丁目5番17号

(8) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減
モバイル事業	3,166 (1,534)	382名減 (265名減)
ソリューション事業	944 (473)	315名増 (409名増)
スマートライフ・クオカード事業	384 (196)	108名増 (58名増)
全社 (共通)	477 (54)	25名減 (17名減)
合計	4,971 (2,257)	16名増 (185名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、当社の管理部門、システム部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,237名	288名減	39.3歳	11.7年

- (注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含む) であり、臨時雇用者の年間平均人員1,738名 (前事業年度比238名減) は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株) 三井住友銀行	562
(株) みずほ銀行	562
三井住友信託銀行 (株)	562
(株) 三菱UFJ銀行	184

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はございません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 400,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 56,074,000株 |
| ③ 株主数 | 39,384名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
住友商事(株)	23,345,400株	41.82%
(株)UH Partners 2	5,516,500株	9.88%
光通信(株)	4,730,800株	8.48%
(株)UH Partners 3	4,184,500株	7.50%
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	2,836,800株	5.08%
(株)エスアイエル	1,683,900株	3.02%
ティーガイア従業員持株会	998,900株	1.79%
(株)日本カストディ銀行（信託口）	985,300株	1.77%
MSIP CLIENT SECURITIES	414,600株	0.74%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	330,315株	0.59%

（注）持株比率は、自己株式253,709株を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入しています。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年6月19日開催の第28回定時株主総会において、当社の社外取締役および親会社からの派遣取締役を除く取締役に対する中長期的なインセンティブの付与および株主価値の共有を目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。

これを受け、2023年6月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月21日に当社普通株式28,600株の自己株式の処分（当社執行役員分を含む）を実施しております。なお、当社の取締役に交付した譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	7,800株	3名

（注）1. 当事業年度中に社外取締役および監査役に対して職務執行の対価として交付した株式はありません。

2. 第28回定時株主総会の決議時点において親会社であった住友商事(株)は、2022年6月22日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって、当社の親会社ではなくなりました。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	石 田 将 人	執行役員社長 (一社)全国携帯電話販売代理店協会代表理事長
取 締 役	菅 井 博 之	副社長執行役員CFO コーポレート管掌 兼 主計・財務、営業経 理、精算管理、物流担当
取 締 役	上 地 弘 祥	副社長執行役員CDO モバイル管掌、ソリューション管掌 兼 コ ンシューマビジネス推進担当
取 締 役	檜 木 克 哉	住友商事(株) スマートプラットフォーム事業本部長
取 締 役	浅 羽 登 志 也	ガイアラボ(同) 代表社員
取 締 役	出 口 恭 子	どうやりハビリ整形外科 副院長 PHCホールディングス(株) 社外取締役
取 締 役	鎌 田 淳 一	
取 締 役	諸 星 俊 男	日本ペイントホールディングス(株) 社外取締役
取 締 役	高 橋 良 定	(株)小松製作所 顧問 (株)ティラド 社外取締役 石川県 顧問
常 勤 監 査 役	奥 谷 直 也	
常 勤 監 査 役	大 山 暢 郎	
監 査 役	蒲 俊 郎	城山タワー法律事務所 代表弁護士 ガンホー・オンライン・エンターテイメント(株) 社外監査役 (株)ピアラ 社外監査役
監 査 役	北 川 哲 雄	公認会計士 PHCホールディングス(株) 社外監査役

(注) 1. 2023年6月22日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって、取締役金治伸隆氏は任期満了により退任いたしました。

2. 2024年4月1日付で、以下のとおり取締役の担当および重要な兼職の状況に異動がありました。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	菅 井 博 之	副社長執行役員CFO コーポレート部門長 兼 主計・財務、営業 経理、精算管理、物流、デジタル推進担当
取 締 役	上 地 弘 祥	副社長執行役員CDO コンシューマ事業部門長、法人事業部門長 (株)TGソリューションズ 代表取締役社長
取 締 役	榎 木 克 哉	住友商事(株) スマートプラットフォームSBU長
取 締 役	出 口 恭 子	PHCホールディングス(株) 代表取締役社長CEO

- 取締役榎木克哉氏、取締役浅羽登志也氏、取締役出口恭子氏、取締役鎌田淳一氏、取締役諸星俊男氏および取締役高橋良定氏の6氏は、社外取締役であります。
- 常勤監査役大山暢郎氏、監査役蒲俊郎氏および監査役北川哲雄氏の3氏は、社外監査役であります。
- 常勤監査役奥谷直也氏、常勤監査役大山暢郎氏および監査役北川哲雄氏の3氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・常勤監査役奥谷直也氏は、中小企業診断士の資格を有しております。
 - ・常勤監査役大山暢郎氏は、長年にわたり事業法人において、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役北川哲雄氏は、公認会計士の資格を有しております。
- 当社は、取締役浅羽登志也氏、取締役出口恭子氏、取締役鎌田淳一氏、取締役諸星俊男氏、取締役高橋良定氏、監査役蒲俊郎氏および監査役北川哲雄氏の7氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 取締役榎木克哉氏の兼務先である住友商事(株)は当社の主要株主であります。榎木氏以外の各社外取締役および各社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、取締役榎木克哉氏、取締役浅羽登志也氏、取締役出口恭子氏、取締役鎌田淳一氏、取締役諸星俊男氏および取締役高橋良定氏の6氏ならびに常勤監査役奥谷直也氏、常勤監査役大山暢郎氏、監査役蒲俊郎氏および監査役北川哲雄氏の4氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する金額としています。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、代表取締役社長石田将人氏、取締役菅井博之氏、取締役上地弘祥氏、取締役榎木克哉氏、取締役浅羽登志也氏、取締役出口恭子氏、取締役鎌田淳一氏、取締役諸星俊男氏、取締役高橋良定氏、常勤監査役奥谷直也氏、常勤監査役大山暢郎氏、監査役蒲俊郎氏および監査役北川哲雄氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当社取締役会は、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、ならびに報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

役位に応じた役割期待を踏まえた固定額とする。

b. 業績連動等に関する方針

単年度の業績向上等を意識させる短期インセンティブとして、親会社株主に帰属する全社連結当期純利益ならびに担当部門の当期純利益の定量評価と役位に応じた役割貢献と全社貢献度についての定性評価の両方を総合的に評価し、その達成度に応じて報酬額を決定する。

c. 非金銭報酬等に関する方針

株主目線の経営を意識させる長期インセンティブとして、役位に応じた役割期待を踏まえ役位ごとに一定数の株式を付与する（譲渡制限付株式報酬）。

d. 報酬等の割合に関する方針

役員ごとの基準テーブルを策定し役員ごとの総報酬額に対し、固定報酬の割合は全体の約60%程度、業績連動報酬は全体の約30%程度、株式報酬（譲渡制限付株式報酬）は全体の約10%程度とする。なお、親会社からの派遣取締役の報酬は、固定報酬および業績連動報酬、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとする。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

毎年6月に報酬諮問委員会を開催し個人ごとの評価を実施し報酬案を策定、同月の取締役会に上程し決議する。なお、固定報酬、業績連動報酬は月額固定にて毎月支給、株式報酬は毎年7月に付与する。

f. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役会の任意の諮問機関として社外取締役、代表取締役および代表取締役社長が指名する取締役から構成する報酬諮問委員会を設置し、報酬諮問委員会において報酬等の方針決定、業績評価および個人別の報酬額案の策定ならびに評価制度に関する課題およびその対応策について審議を行い、その結果を取締役に提案する。取締役会は、報酬諮問委員会の答申を受けて株主総会で承認された内容および金額の範囲内で役員の報酬を決定する。

ロ. 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、取締役の職務執行を監督する独立的な立場という観点から、固定報酬からなる月額報酬としており、その支給額、算定方法および配分等については、監査役の協議により株主総会で承認いただいた範囲内で決定しております。

ハ. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	155百万円 (40)	115百万円 (40)	26百万円 (-)	12百万円 (-)	9名 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	54 (33)	54 (33)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	209 (74)	170 (74)	26 (-)	12 (-)	13 (8)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、2023年3月期の実績は7,938百万円であります。当該指標を選択した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益が、当社グループの企業価値ならびにモチベーションの向上を図るインセンティブとして明確な指標となると判断しているからであります。また、業績連動報酬の額の決定方法は、親会社株主に帰属する当期純利益の額ならびに各取締役の業績等に対する貢献度を踏まえ決定しております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2021年6月18日開催の第30回定時株主総会において年額2億7,000万円以内（うち社外取締役分は年額6,000万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役は4名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2019年6月19日開催の第28回定時株主総会において、取締役（社外取締役および親会社からの派遣取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬限度額を年額3,000万円以内（使用人分給与は含まない。）とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（付与対象外の社外取締役および親会社からの派遣取締役を除く。）は1名です。
5. 監査役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第17回定時株主総会において年額7,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
6. 当事業年度末の人員は、取締役9名（うち社外取締役6名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。なお、上記の支給人員に関しては、2023年6月22日開催の第32回定時株主総会で退任した取締役1名を含み、無報酬の社外取締役1名を除いております。

⑥ 社外役員の当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数 /開催回数	出席率 (%)	出席回数 /開催回数	出席率 (%)
取 締 役 樫 木 克 哉	12/15	80.0	—	—
取 締 役 浅 羽 登 志 也	15/15	100.0	—	—
取 締 役 出 口 恭 子	15/15	100.0	—	—
取 締 役 鎌 田 淳 一	14/15	93.3	—	—
取 締 役 諸 星 俊 男	15/15	100.0	—	—
取 締 役 高 橋 良 定	15/15	100.0	—	—
常勤監査役 大 山 暢 郎	13/15	86.7	13/13	100.0
監 査 役 蒲 俊 郎	15/15	100.0	13/13	100.0
監 査 役 北 川 哲 雄	15/15	100.0	13/13	100.0

(注) 上記の出席回数および出席率は、それぞれの在任期間中に開催された取締役会または監査役会に対する出席回数および出席率を表示しております。

□. 発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役樫木克哉氏は、事業法人における情報通信分野をはじめとする専門的知識および豊富な経験と高い見識に基づき、外部的視点から積極的に意見を述べており、業務執行の監督や助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役浅羽登志也氏は、IT企業におけるCTOおよび会社経営者としての豊富な業務経験や高い見識に基づき、外部的視点から積極的に意見を述べており、独立した客観的な立場から業務執行の監督や助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役出口恭子氏は、事業法人におけるファイナンス業務に関する豊富な経験および会社経営者としての業務経験と高い見識に基づき、外部的視点から積極的に意見を述べており、独立した客観的な立場から業務執行の監督や助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役鎌田淳一氏は、事業法人における経営企画・人事等の企業経営の中核業務に関する豊富な経験および会社経営者としての業務経験と高い見識に基づき、外部的視点から積極的に意見を述べており、独立した客観的な立場から業務執行の監督や助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役諸星俊男氏は、海外を含む多くのIT関連企業で企業経営に携わった豊富な業務経験と高い見識に基づき、外部的視点から積極的に意見を述べており、独立した客観的な立場から業務執行の監督や助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役高橋良定氏は、事業法人におけるICT活用に関する知見および会社経営者としての豊富な業務経験と高い見識に基づき、外部的視点から積極的に意見を述べており、独立した客観的な立場から業務執行の監督や助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・常勤監査役大山暢郎氏は、事業法人における経理・財務業務に携わってきた経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
また、監査役会では、常勤監査役として議案の審議に必要な発言を行っております。
- ・監査役蒲俊郎氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
また、監査役会では、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
- ・監査役北川哲雄氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
また、監査役会では、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	68百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等の額については、その他の関係会社の連結パッケージ等に基づく監査報酬および英文連結財務諸表の監査に係る監査報酬が含まれております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合に解任いたします。

3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを「企業活動を律する枠組み」として捉え、株主の権利・利益が守られ、平等に保障されることが重要であると考えております。加えて、顧客、取引先、従業員、地域社会等、株主以外のステークホルダーに対してもそれぞれの権利・利益の尊重と円滑な関係の構築を果たしていく必要があると考えております。また、より良いガバナンス体制を構築・維持しつつ、事業活動の遂行に努めることが社会における企業としての使命であるとの認識の下、「経営の透明性の確保」および「企業価値の向上」の両面から、制度的枠組みを整えるとともに実効を上げるべく日常活動を推進しております。

また、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を構築し、運用状況の確認をしております。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制

- イ. 法令遵守および倫理維持(「コンプライアンス」)を業務遂行上の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス規程」を制定し、全ての役職員に遵守を求める。
- ロ. チーフコンプライアンスオフィサー(委員長)を設置し、社長および役付執行役員等を構成メンバーとするコンプライアンス委員会を「コンプライアンス委員会規程」に基づき随時開催するとともに、その下部実行組織としてコンプライアンス推進部を設置し、コンプライアンス体制の整備と有効性の維持・向上を図る。
- ハ. コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、役職員を対象とするコンプライアンス研修を整備・充実する。
- ニ. コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士および第三者機関へのものも含め社内外に複数設置する。
- ホ. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
- ヘ. 法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、定期的に監査を行い会社経営に対する影響の評価分析を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録含む）を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」等の社内規程に従って適切に保存および管理し、必要に応じて保存および管理状況の検証、規程等の見直しを行う。
- ロ. 取締役および監査役は、これらの文書等をその要請に基づき速やかに閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループの事業活動を健全かつ持続的に発展させるため、様々なリスクを一元的に俯瞰し、リスクを洗い出し、リスクを予防し、またリスクが顕在化した場合は迅速かつ確実に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止するとともに、能動的にリスクをコントロールすることにより企業価値を積極的に維持・拡大することを目的に「全社リスクに関する基本規程」等を制定している。
- ロ. 当社グループの各組織の長は、「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を履行し、事業の履行に伴うリスクを管理する。
付与された権限を越える事業を行う場合は「職務権限規程」等に定める稟議申請・報告手続きを行い、許可された当該事業の履行に係るリスクを管理する。
- ハ. 内部監査部は、「内部監査規程」に従い、当社の本部・支社および部・支店ならびに当社子会社において、法令・定款・諸規程に従って適法かつ適正に業務が行われているかどうかを定期的に監査し、監査結果を社長に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われているかを監督する。また、取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲内とする。
- ロ. 経営会議を設置し、会社経営全般に関する重要な方針や取締役会付議・報告事項等、経営に関わる重要又は異例な事項について協議・決定を行う。また、経営会議メンバー相互の情報交換を通じて、業務執行上の意思疎通の円滑化を図る。
- ハ. 執行役員制度：経営における「意思決定ならびに業務執行監督」機能と、「業務執行」機能を分離することにより、取締役会の機能を強化するとともに業務執行の迅速化を図る。執行役員は取締役会により選任され、取締役会が定める責務を遂行する。

- 二. 本部・支社および部・支店を業務執行単位とし、本部長・支社長および部長・支店長に対して「職務権限規程」に基づく一定の権限を付与することで、現場に密着したスピード感のある経営を実践させる。また、本部・支社および部・支店を採算単位とすることで、本部・支社における経営状況の透明性を確保する。
- ホ. 稟議申請・報告制度：職務執行については、職務権限および業務分掌等の規程に基づき、権限と責任を明確にした権限の委譲を行い、迅速な職務の執行を確保する。権限を越える事項の実施については、管理部門等の専門分野の見地から審議の上、規程に定められた決裁を受ける。必要に応じて規程および稟議申請・報告手続き等の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図る。

⑤ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の自立経営を原則とした上で、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業と最も関係が深い事業を担当する本部が所管組織となり、子会社の営業成績・財務情報その他の重要な情報について定期的に報告を求め、子会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・維持するとともに、「関係会社管理規程」に基づく事項および「内部監査規程」に基づく監査の結果について報告を求める。また、出資者として適切な意思表示を子会社の経営者に対して行う。
- ロ. グループ企業全体としてのコンプライアンス体制構築と運用を行い、必要に応じて外部の法律事務所にアドバイスを求める体制を整備する。また当社グループの役職員に対し、年一回、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ハ. 「関係会社管理規程」において子会社における職務権限、指揮命令系統を定めて、これに準拠した体制を構築させる。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が監査役の職務を補助する職員を必要とする場合、代表取締役に対して監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した職員を配置することを要請できるものとする。

⑦ 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項

前号により配置される職員に対する指揮命令権は監査役にあり、取締役からの指揮命令は受けないものとする。また、前号により配置される職員の独立性・実効性を確保するため、当該職員の人事評価や人事異動、懲戒等に関しては、代表取締役が常勤監査役の同意を得た上で決定する。

⑧ **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- イ. 監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会、およびその他の重要な会議に出席することができる。
- ロ. 監査役は、重要関係書類等の閲覧および当該資料の提出を要求できる。
- ハ. 監査役は、随時必要に応じ、当社グループの役職員からの報告を受けることができる。
- ニ. 監査役は、子会社の往査ならびに子会社の監査役との日頃の連携を通して、子会社管理の状況の監査を行う。
- ホ. 取締役および当社グループの役職員またはこれらの者から報告を受けた者は、以下の事態については、監査役会または監査役会が指名する監査役（以下、「特定監査役」）に対して、報告を行う。
 - ・ 会社に著しい損害や重大なコンプライアンス違反が発生した場合および発生のおそれがある場合
 - ・ 特定監査役が報告を求めた事項、その他監査上必要と判断される事項（例、後発事象）
 - ・ 「コンプライアンス報告・相談規程」において、当社グループの役職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に直接通報をすることができる旨を定めるとともに、当該通報したこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記する。

⑨ **監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

⑩ **その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制**

- イ. 取締役は、監査役の職責等を明確にした監査役監査基準を熟知し、監査役監査の重要性等を十分認識する。また、監査の環境整備を行う。
- ロ. 監査役は、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査部より内部監査の計画および結果について適時報告を受け、効率的な監査に資する。
- ハ. 監査役は、会計監査人との定期的会合の開催や期末実地監査への立会い等を通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、監査活動の効率化、質的向上に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行に関する事項

取締役会は、独立社外取締役5名を含む取締役9名で構成され、独立社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は毎月開催し、活発な意見交換・協議を実施することで、法令および定款等に定められた重要事項および当社の経営方針・戦略等の迅速な意思決定を行っております。

② 監査役の職務執行に関する事項

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社各部門、支社・支店および直営キャリアショップへの往査、主要経営幹部に対するヒアリング、国内外の子会社への往査、子会社の代表取締役との意見交換などを行っております。

また、内部監査部門や会計監査人等との情報・意見交換により緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長や独立社外取締役との定期的な意見交換会を実施し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図っております。

③ コンプライアンスに関する事項

当社は、当社グループの法令遵守および倫理維持を業務遂行上の最重要事項の一つとして位置づけ、コンプライアンス委員会を半期ごとに定期的で開催し、コンプライアンスに関わる諸問題を討議し、コンプライアンス遵守の徹底を図っております。同委員会の討議に基づき、定期的に全社にコンプライアンスに関する啓発活動を行っており、啓発活動の一環として、次のようなコンプライアンス研修を実施しております。

- ・全拠点における管理職・営業担当・携帯電話ショップ店長を中心に過去のコンプライアンス事案や教訓を共有するコンプライアンス講習
- ・全役職員を対象にコンプライアンスマニュアルの内容の周知を目的とした研修
- ・全役職員を対象としたeラーニングによるコンプライアンス研修
- ・パートナー代理店社員を対象としたeラーニングによるコンプライアンス研修等

また、当社が設置した複数の報告・相談ルート of 積極的な運用、全社員を対象とするコンプライアンス意識調査、取引先等を対象とするアンケート等によりコンプライアンスリスクの早期発見と対応に努めております。

④ リスク管理に関する事項

リスクを能動的にコントロールし、企業価値を維持・拡大することを目的に「全社リスクに関する基本規程」を定めており、リスク管理委員会を原則年2回開催しております。

当社グループは、リスクの把握や予防に努めるとともに、リスクが顕在化した場合には、迅速かつ的確に対応できる体制を構築しております。

⑤ 子会社管理に関する事項

子会社の自立経営を原則とした上で、「関係会社管理規程」に基づく重要事項については、出資者として適切な意思表示を行っております。

また、営業成績・財務情報についても、所管組織より定期的に報告を受けております。

4 会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現状の株式分布状況に鑑みて、現時点での防衛策の導入はしておりません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、連結配当性向40%を目途に、長期にわたり安定的かつ継続的な利益還元を実施すること」を基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき37.5円にて付議させていただき、年間配当金につきましては、2023年12月の中間配当金1株当たり37.5円をあわせまして、1株当たり75円（前期と同額）となります。

なお、内部留保資金の用途につきましては、既存事業の基盤拡充・強化、人財育成、戦略的投資、新事業に充当する方針であります。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	205,644	流動負債	167,451
現金及び預金	45,022	買掛金	10,569
受取手形及び売掛金	27,094	1年内返済予定の長期借入金	1,875
営業投資有価証券	15,500	未払金	16,662
棚卸資産	24,260	未払法人税等	2,087
未収入金	11,945	返金負債	104
差入保証金	79,170	賞与引当金	2,631
その他	2,673	事業整理損失引当金	248
貸倒引当金	△22	カード預り金	131,665
固定資産	42,615	その他	1,606
有形固定資産	5,334	固定負債	3,403
建物及び構築物	1,517	勤続慰労引当金	194
機械装置及び運搬具	2,406	退職給付に係る負債	580
器具及び備品	591	資産除去債務	2,071
土地	304	その他	557
リース資産	403	負債合計	170,855
建設仮勘定	110	(純資産の部)	
無形固定資産	21,345	株主資本	76,805
のれん	14,868	資本金	3,154
ソフトウェア	4,321	資本剰余金	5,165
契約関連無形資産	1,125	利益剰余金	68,720
その他	1,029	自己株式	△233
投資その他の資産	15,936	その他の包括利益累計額	529
投資有価証券	2,307	その他有価証券評価差額金	350
繰延税金資産	8,168	為替換算調整勘定	178
退職給付に係る資産	37	非支配株主持分	69
敷金	4,309	純資産合計	77,404
その他	1,163	負債純資産合計	248,260
貸倒引当金	△51		
資産合計	248,260		

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		448,954
売上原価		374,206
売上総利益		74,747
販売費及び一般管理費		66,696
営業利益		8,051
営業外収益		
カード退蔵益	4,186	
その他	443	4,630
営業外費用		
支払利息	23	
持分法による投資損失	31	
その他	236	291
経常利益		12,390
特別利益		
投資有価証券売却益	163	
その他	10	173
特別損失		
固定資産除却損	123	
減損損失	1,775	
事業整理損失引当金繰入額	248	
投資有価証券評価損	29	2,177
税金等調整前当期純利益		10,387
法人税、住民税及び事業税	3,207	
法人税等調整額	631	3,839
当期純利益		6,548
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△465
親会社株主に帰属する当期純利益		7,013

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	99,536	流動負債	89,794
現金及び預金	37,516	買掛金	9,998
受取手形及び売掛金	25,379	1年内返済予定の長期借入金	1,871
棚卸資産	23,147	未払金	10,756
前払費用	665	未払法人税等	1,243
未収入金	7,806	預り金	62,960
その他	5,580	返金負債	104
貸倒引当金	△559	賞与引当金	2,309
		事業整理損失引当金	167
固定資産	61,784	その他	383
有形固定資産	1,952	固定負債	2,567
建物	1,188	勤続慰労引当金	194
構築物	106	退職給付引当金	369
器具及び備品	352	資産除去債務	1,715
土地	304	その他	288
無形固定資産	19,817	負債合計	92,362
のれん	14,278	(純資産の部)	
ソフトウェア	3,478	株主資本	68,617
契約関連無形資産	1,125	資本金	3,154
その他	935	資本剰余金	5,717
投資その他の資産	40,014	資本準備金	5,640
投資有価証券	2,286	その他資本剰余金	76
関係会社株式	27,341	利益剰余金	59,980
繰延税金資産	5,594	利益準備金	17
敷金	4,039	その他利益剰余金	59,962
その他	805	繰越利益剰余金	59,962
貸倒引当金	△51	自己株式	△233
資産合計	161,321	評価・換算差額等	340
		その他有価証券評価差額金	340
		純資産合計	68,958
		負債純資産合計	161,321

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
商品売上高	274,450	
受取手数料	164,209	438,660
売上原価		
商品売上原価	272,401	
支払手数料	96,522	368,923
売上総利益		69,736
販売費及び一般管理費		59,961
営業利益		9,774
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	1,193	
その他	233	1,453
営業外費用		
支払利息	99	
貸倒引当金繰入額	572	
その他	179	851
経常利益		10,376
特別利益		
投資有価証券売却益	163	
その他	0	163
特別損失		
固定資産除却損	71	
減損損失	27	
関係会社株式評価損	1,683	
抱合せ株式消滅差損	31	
事業整理損失引当金繰入額	167	
投資有価証券評価損	29	2,011
税引前当期純利益		8,528
法人税、住民税及び事業税	1,766	
法人税等調整額	946	2,712
当期純利益		5,815

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社ティーガイア
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 登樹 男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 康 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティーガイアの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティーガイア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社ティーガイア
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	登樹男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	康二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティーガイアの2023年4月1日から2024年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会に加え経営会議等の重要な会議に出席する等し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社ティーガイア 監査役会

常勤監査役 大 山 暢 郎 ㊟

常勤監査役 奥 谷 直 也 ㊟

監 査 役 蒲 俊 郎 ㊟

監 査 役 北 川 哲 雄 ㊟

(注) 常勤監査役 大山 暢郎 及び 監査役 蒲 俊郎、監査役 北川 哲雄は、会社法第2条第16号及び第335条
第3項に定める社外監査役であります。

以 上

YouTubeチャンネル開設！



2024年2月にYouTubeチャンネル「新入社員わかばちゃんのスマホ情報発信部」を開設しました。新入社員である「萌木 わかば（もえぎ わかば）」がスマートフォンについて勉強しながら、みなさまの役に立つ情報を発信していきます。

ご視聴はこちらから <https://www.youtube.com/@tg-wakaba.sumabu>



フェムテック専門店OPEN

女性が生き生きと人生を謳歌するための課題解決に主眼を置いたサロン型フェムテックSTORE「FEMTECH LAB（フェムテック ラボ）」をオープンしました。

月経・PMS・妊活・産後・更年期・婦人科系疾患など女性特有の健康課題に対する、製品・サービスを取り揃えています。

フェムテック (Femtech) とは、女性 (Female) と技術 (Technology) を組み合わせた造語です。携帯電話販売等で培った質の高い接客力を活かした「会話」を通じて、すべての女性の悩みに寄り添い、課題解決につながる場を提供します。

FEMTECH LAB 恵比寿店

東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号アトレ恵比寿6F

FEMTECH LAB オンラインショップ

<https://femtechlab-online.com/>



株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

会 場

恵比寿ネオナート17階 当社本社会議室

電話番号 (03) 6409-1111

交 通

JR「恵比寿」駅 東口からペデストリアンデッキにて直結



株主総会終了後の株主懇談会の開催はございません。
また、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

